

保護者様

府立撰津支援学校
校長 村上哲也

学校で使用する薬について（お願い）

日ごろは、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

本校では、内服薬等について誤った使用を防ぐため、また与薬は医行為に当てはまる可能性があるため、以下のように対応いたします。つきましては以下のことをご確認くださいませようお願いいたします。

1. 薬の取り扱いについて

- ① 病院で医師から処方された飲み薬・塗り薬・目薬などに限ります。市販薬は、乗り物酔いの薬と生理痛の薬のみ使用できます。
- ② できる限り朝夕の処方で、ご家庭等での服薬となるよう主治医にご相談ください。

2. 手続き、必要書類について

薬の種類	留意事項
(1) 定期薬（毎日の薬）	<u>「与薬依頼書」と「薬剤情報提供書」が必要です。</u> 但し、医師から処方された薬の種類によっては学校での服薬介助ができない場合もあります。
(2) 頓服薬（抗アレルギー薬等）	<u>「保護者依頼書」の提出後、校内での手続きが必要です。</u> 頓服薬の使用が必要な場合は担任までお申し出ください。
(3) 市販薬 （乗り物酔いの薬と生理痛の薬のみ）	<u>「与薬依頼書」が必要です。</u> 数日間にわたり薬の使用が必要な場合は、初日のみ記入してください。 ※自分で薬を使用できる場合も手続きが必要です。
(4) 医薬部外品（日焼け止め、保湿クリーム、虫よけ等）	連絡帳に薬の名前、1回の使用量、使用時間、使用期間（3日間など）を記入してください。

※「薬剤情報提供書」とは、薬の名前、写真、効能等が記載された用紙です。

※ 与薬依頼書は学校ホームページよりダウンロードできます。

3. 学校で薬を使用できない場合

- (1) 必要な手続きが完了していない場合。
- (2) 薬の使用について確認したいことがあるが、担任から保護者に連絡がとれない場合。
- (3) 発熱時等の急性期。（自宅で休養してください）
- (4) 「熱が出たら」「咳が出たら」等の症状の判断を学校が行う場合。
- (5) ご家庭で1度も服薬したことがない薬を服用する場合。

《お願い》薬に関する事故を防ぐため、下記についてご協力をお願いします。

- ① 薬は、当日分のみ持参してください。（水薬は1回分に分けてください。塗り薬・目薬は1回分でなくても良いです）
- ② 薬は、「日付、服薬時間、クラス、名前」を記入しチャック付きの袋に入れてください。